

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発

(P1~2)

- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内【NEW】 …… 中小企業総合支援センター
- 中小企業競争力促進事業補助金のご案内【NEW】 …… 中小企業総合支援センター

【2】販路拡大・海外展開

(P3~4)

- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内【NEW】(再掲) …… 中小企業総合支援センター
- 中小企業競争力促進事業補助金のご案内【NEW】(再掲) …… 中小企業総合支援センター
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用 …… 北海道

【3】融資

(P5~9)

- 北海道の中小企業者向け融資制度 …… 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度 …… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度) …… 北海道
- 北海道の融資制度における借換 …… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 …… 北海道

【4】雇用の確保

(P10~11)

- 生涯現役起業支援助成金のご案内 …… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】 …… 北海道

【5】人材育成

(P12~17)

- 5月~6月開講講座のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 能力開発セミナー(5-7月開講予定)のご案内 …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局・北海道他

【6】東京オリンピック・パラリンピック関連

(P18)

- 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 …… 北海道

【7】その他

(P19~25)

- 平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費(地域商業自立促進事業)の募集開始【NEW】 …… 経済産業局
- 平成 28 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募開始【NEW】 …… 経済産業局
- 「中小企業向け“使える!” 経済産業省支援メニューガイドブック」の作成(H28 年度補正予算・H29 年度予算・税制)【NEW】 …… 経済産業局
- 平成 29 年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 …… 開発局
- 「北海道ドライブ観光促進社会実験」協力施設の募集【NEW】 …… 開発局
- 「北海道新エネルギー導入加速化基金」の創設【NEW】 …… 北海道
- 平成 29 年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦【NEW】 …… 北海道

中小企業応援ファンド事業助成金のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、道内中小企業者等を対象とした中小企業応援ファンド事業の平成29年度募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 公募期間

平成29年4月3日(月)～6月30日(金) ※一次締切 平成29年5月8日(月)

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:河上、中西、兜)

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ ホームページ

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	事業概要	助成限度額 助成率
市場対応型製品 開発支援事業	新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に要する経費に対する助成(市場調査等のみを行う場合を除く。)	500万円 (200万円) 2/3以内 (1/2以内) (注)
地域資源活用型 事業化実現事業	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	300万円 2/3以内
事業シーズ可能性 拡大支援事業	地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行に要する経費に対する助成	200万円 2/3以内
市場適応能力高度 化促進支援事業	開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成	300万円 2/3以内
ブランド化促進 支援事業	道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	1,000万円 2/3以内
アドバイザー 等招へい支援事業	新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が、原価の引下げ、生産管理の合理化等を行うために行う専門コンサルタントの招へいに要する経費に対する助成	200万円 1/2以内
加速的創業促進 支援事業	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始することに伴う新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組に要する経費に対する助成	100万円 2/3以内
地域ブランド販路 拡大支援事業	1次産業団体、商工団体等が行う地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組に要する経費に対する助成	500万円 2/3以内

(注) 市場調査等に要する経費については、()内の助成限度額、助成率とする。

中小企業競争力強化促進事業補助金のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、道内中小企業者等を対象とした中小企業競争力強化促進事業の平成29年度募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 公募期間

平成29年4月17日(月)～5月19日(金)【17時必着】

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:中西、兜、河上)

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ ホームページ

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/jourei/29index.htm>

◆ 中小企業競争力強化促進事業 事業メニュー

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場進出等を目指した製品・サービスの市場調査や道外の展示会・商談会への出展に係る経費	200万円	1/2以内
②アドバイザー等招へい支援事業	新分野・新市場進出等を目指した技術開発や生産管理、マーケティングなどの専門アドバイザー等の招へいに要する経費(招へい日数11日以上)	1企業につき100万円 (1アドバイザーにつき50万円)	
③産業人材育成支援事業	新分野・新市場進出等に資する従業員等の先進企業、研修機関、専門職大学院等への派遣に要する経費(派遣日数30日以上)	50万円 (1人当たり)	
④産学連携等研究開発支援事業	中小企業者等を2分の1以上とするグループによる加工組立型工業、基盤技術産業等、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する新分野・新市場進出等を目指した研究開発に要する経費(産学連携や異業種連携による共同研究に限る)	1,200万円	
⑤市場対応型製品開発支援事業	新分野・新市場進出等を目指した製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査、道外展示会出展等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	300万円 (うち市場調査等経費200万円)	

(注)「産学連携等研究開発支援事業」、「市場対応型製品開発支援事業」については、リサイクル・リデュース・リユース分野に関する開発は対象外です。

(注) ①と④、①と⑤、②と④、②と⑤、④と⑤の併用はできません。

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ Tel011-204-5138（直通）

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^{ドゥ}）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学术论文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人（NPO法人）の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政策 サポート	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化（経営革新、雇用、事業承継、表彰）】
		観光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
耐震改修 対策		事業継続計画（BCP）を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人）以 下の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年 1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)	
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1	
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率	
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2	
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		10年(2年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方				
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内			
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内		
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4	
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内			

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方(民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内(6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

生涯現役起業支援助成金のご案内（北海道労働局）

中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

中高年齢者の方が起業（起業日の年齢が40歳以上）するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合（60歳以上1名以上、40歳以上2名以上、または40歳未満3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

雇用創出措置と

対象労働者（※1）の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。（※1：計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人（雇入れ日時時点の年齢が40歳以上の人に限る））

◆支給額と助成対象費用について

起業家（※2）の区分に応じて、計画期間内（12か月以内）に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。（※2：法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主）

起業家の区分	助成率	助成額の上限（※3）
起業家が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業家が40～59歳の場合	1/2	150万円

（※3：助成対象となる費用（下記参照）ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。）

【助成対象となる費用】

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用（交通費・宿泊費） ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用（交通費・宿泊費） ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用（引越費用、交通費・宿泊費） ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験（インターンシップ）の実施費用（募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費）
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆助成対象とならない費用があるなど、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます。

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

<4、5月の予定> 4/21(金)函館、24(月)釧路、25(火)旭川、5/11(木)室蘭、25(木)帯広、30(火)北見

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





旭川校

中小企業大学校旭川校 5月～6月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年5月～6月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.5 人事・労務管理の実務

社員の採用・定着と労務トラブルの未然防止のために

本研修では、社員の採用から教育までを円滑かつ効果的に進めるための人事管理の知識と、労務トラブルのリスクを抑えるとともに万が一のトラブル発生にも的確に対処するための労務管理の知識を学び、社員が生き活きと活躍する職場づくりに役立てることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 採用から教育までを円滑にするポイントと、日々の労務管理に必要な考え方を身につけます。
2. 就業規則と労働契約が大切な理由がこれで分かります。
3. 労務トラブルの種を早期に見つけ、トラブル発生を未然に防ぐための視点を理解します。

◆実施期間 5月16日(火)～18日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 越膳恵子社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士 越膳 恵子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100012.html>

No.6 新規開拓のための営業力強化

潜在顧客へのアプローチと的確なクロージング

本研修では、顧客接点を見つめ直すとともに、これまで発掘できていなかった潜在顧客にアプローチするための手法や、環境の変化に対応した効率的な新規顧客開拓の手法を学ぶとともに、実際の営業現場で活用できるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 売り上げ拡大に取り組もうとしている方に最適の研修講座です。
2. これまで見えていなかった見込み客(潜在顧客)にアプローチする手法を学びます。
3. クレーム対応のスキルも磨くことができます。

◆実施期間 5月23日(火)～25日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士・1級販売士 金城 順之介氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100013.html>

No.7 組織力を高めるコミュニケーション講座・春

本研修では、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
2. ロールプレイング(役割演習)を通じて、コミュニケーションのポイントを実感をともなって学ぶことができます。
3. 受講者からは、「社内で活かしたい」「面白く集中できた」「機会があればまた参加したい」と好評の研修です。

◆実施期間 5月29日(月)～31日(水)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDS ネットワーク 代表 渡辺 章二氏
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡 実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100014.html>

No.8 組織力を高める職場問題の解決力強化

本研修では、問題発見・解決に関する知識と手法を学ぶとともに、演習を通じて、職場に潜む小さな問題から組織的な対応が必要となる大きな問題に至るまでを解決する能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 職場の問題解決に応用できる数々の手法を学ぶことができます。
2. 問題発生を未然に防ぐための対応力にもつながります。
3. 「問題がない」と考えることが問題であり、問題発見・問題解決力の強化はあらゆる企業に共通の課題と言えます。

◆実施期間 5月31日(水)～6月2日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDS ネットワーク 代表 渡辺 章二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100015.html>

No.9 経営に活かす財務講座・財務分析編

図解で分かる財務のしくみと、演習でつかむ分析の勘所

本研修では、財務諸表の見方だけでなく、財務分析による財務状況・経営状況の把握や、決算説明ができるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 財務諸表のしくみを図解で分かりやすく学びます。
2. パソコンを利用した演習を通じて、自社の財務諸表を正しく、効果的に分析できるようになります。
※研修の中で、パソコンを使ったマイクロソフト・エクセルの簡単な操作があります。
3. 財務分析のポイントを掴むことで、改善に取り組むための情報が目に見えるようになります。

- ◆実施期間 6月19日(月)～21日(水)
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士 三浦 淳一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100016.html>

No.10 経営トップセミナー I

「食と農・地域の暮らし提案」で成長する企業に学ぶビジネスの仕掛けと人づくり

本セミナーでは、地域で事業を起こし「食・農・地域の暮らし提案」で地域経済の活性化に貢献、成長している企業の経営者をお招きし、これからのビジネスのあり方と自社の進むべき方向を考察するとともに、経営トップに必要なリーダーシップと人材育成について学んでいただきます。

内容

- 〈経営者講演①〉アグリビジネスによる地域経済の活性化～食材を活かした「食のものづくり」と地方に合った仕掛け～
- 〈経営者講演②〉地域の暮らし提案による地域経済の活性化～過去と未来をつなぐまちづくりを仕事にする「のりしろ」経営～
- 〈教養講座〉ロビーコンサート。 アンサンブルグループ奏楽(そら)

- ◆実施期間 6月22日(木)～6月23日(金)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者・経営幹部・後継者など
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社サンクゼール 代表取締役 久世 良三氏
三宅商店 店主(有限会社くま 代表取締役) 辻 信行氏
〈コーディネータ〉 中小基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100017.html>

No.11 管理者養成講座・キャリアアップ編
今日から実践！現場のマネジメント力を高める行動改革

本研修では、豊富な事例や演習・グループディスカッションを通じて、外部環境の変化を敏感に感じ取り、それに対応した経営方針や経営戦略を実行する上で必要となる管理者・リーダーとしての役割を理解したうえで、適切に遂行するための知識をベースとして、その役割を実践できるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 管理者・リーダーやその候補者に最適の研修です。
2. 管理者に求められる役割を、現場に即した行動として学び、意識改革と行動改革に繋げることを目指します。
3. 受講者からは、「色々なことに気づかされた」、「社内に浸透させたい」、「共感した」、と好評の研修です。

◆実施期間 6月27日(火)～30日(金)

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100018.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



能力開発セミナー（5-7月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

5-7月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科①	消防設備	札幌市		○	○		H29.6.21	H29.6.23	3	18	20
	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H29.7.1	H29.7.2	2	12	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法（建具製作）	旭川市	○		○		H29.6.10	H29.6.11	2	14	10
	木工科(1級・2級 コース)	施工法（家具製作）	旭川市	○		○		H29.6.17	H29.6.18	2	14	15
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科 (Ⅰ)	介護支援	枝幸町		○		○	H29.6.27	H29.7.27	10	20	10
	介護サービス科 (Ⅱ)	介護支援	稚内市		○		○	H29.6.29	H29.8.1	10	30	10
	介護サービス科 (Ⅲ)	介護支援	天塩町		○		○	H29.7.5	H29.8.3	10	20	10
	自動車整備科	二級ガソリン	稚内市		○	○	○	H29.7.12	H29.9.13	41	134	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	1級管工事科	施工管理技士受験対策	網走市		○		○	H29.6.12	H29.8.3	15	30	10
	パソコン基礎科Ⅰ	ワード基礎・応用	遠軽町		○		○	H29.6.15	H29.7.6	10	30	15
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H29.7.21	H29.9.15	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	H29.5.22	H29.6.9	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	H29.6.26	H29.7.14	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H29.5.9	H29.5.30	7	49	10
	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	H29.6.12	H29.9.8	47	141	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	H29.6.1	H29.6.29	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H29.6.月上旬	H29.8.月上旬	15	30	20
	建設工事科	コンクリート診断士試験対策	釧路市	○		○		H29.7.月上旬	H29.7.月上旬	2	12	40
北海道障害者職業能力開 発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	札幌市		○		○	H29.6.6	H29.6.23	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	H29.6.13	H29.7.14	10	20	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	H29.6.27	H29.8.1	10	20	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

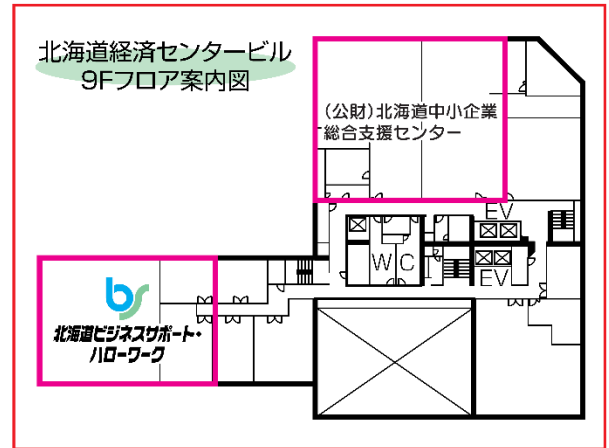
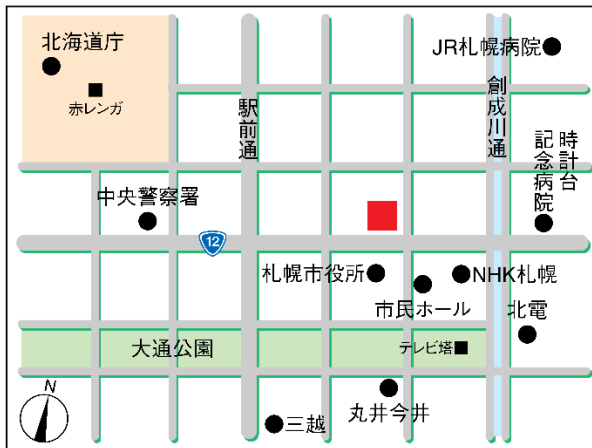
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 (北海道)

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれることから、東京都及び都内の中小企業支援機関では、こうしたチャンスを都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するため、「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」を立ち上げています。

同協議会では、東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営を開始しており、ユーザー登録を受け付けています。

また、この度、この「ビジネスチャンス・ナビ2020」が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の入札手続きに活用されることになりました。

平成29年4月3日から「ビジネスチャンス・ナビ2020」に電子入札システムが追加となり、東京2020組織委員会の電子入札・発注案件が順次掲載され、原則このサイトで案件公表から落札まで一貫して実施していくこととなります。組織委員会の入札に参加するためには、「ビジネスチャンス・ナビ2020」への事前登録（無料）が必要になるとのことですので、併せてご案内します。

◆情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の概要

- ・東京2020大会等を契機とする中長期的な中小企業等の受注機会拡大を支援
- ・官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト
- ・サイトを通じて新規取引先の開拓が可能
- ・全国の中小企業等が利用可能

「ビジネスチャンス・ナビ2020」URL

<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>

◆組織委員会の東京2020大会に向けた調達物品について

（想定される発注案件例）

《組織委員会作成資料で「調達の対象」として記載されているもの》

- ・各競技会場で使用する仮設設備（テント、座席、フェンス他）、機器、備品、サービス
- ・輸送・物流で使用する機器、備品、サービス
- ・各競技で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・放送関連施設で使用する機器、備品、サービス
- ・選手村で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・セレモニー（開閉会式・聖火リレー・表彰式他）で使用する機器、備品、サービス
- ・警備やテクノロジーサービスに関する機器、備品、サービス
- ・東京2020の各オフィスで使用する機器、備品、サービス

※上記には、大会パートナーから供給される設備、備品、サービス等も含まれています。

参考 URL

「東京2020組織委員会における調達について」

（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/procurement/guide/>

「東京2020公認プログラム「ビジネスチャンス・ナビ2020」東京2020組織委員会の入札
手続における活用が決定！！」（東京都庁）

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/12/13/02.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ
(TEL 011-204-5331)

平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の
募集を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う、以下の 6 つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的とします。

<支援対象分野>

(1) 少子・高齢化 (2) 地域交流 (3) 新陳代謝 (4) 構造改善 (5) 外国人対応 (6) 地域資源活用

◆補助対象事業及び補助対象者

自立促進調査分析事業

- ・補助対象事業：商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組を行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業
- ・補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体
- ・補助率：2/3 以内(上限 500 万円、下限 100 万円)

自立促進支援事業

- ・補助対象事業：調査分析事業の結果に基づき実施する、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した支援対象 6 分野のいずれかに関する新たな取組で、商店街の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する公共的機能、買物環境の維持・強化を図る事業
- ・補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体
- ・補助率：2/3 以内(上限 2 億円、下限 100 万円)

◆募集期間

平成 29 年 3 月 31 日(金)～平成 29 年 5 月 9 日(火)(当日消印有効)

◆募集要領等

公募資料等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20170403/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室
TEL:011-709-2311(内線 2581)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

（一社）サービスデザイン推進協議会では、平成 28 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募を開始しましたのでお知らせします。

◆事業内容

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入しようとする事業者に対し、導入費用の一部に対して補助を行います。

【補助対象事業者】

国内に事業所を有する中小企業(中小企業等経営強化法 第 2 条第 1 項に規定する者)、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等。

【補助対象事業】

事務局が認定した「IT 導入支援事業者」が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業であること。

【補助対象経費】

サービス、ソフトウェア導入費

【補助率及び補助上限・下限額】

補助対象経費に対し補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限・下限額の範囲内で補助します。補助率は対象経費の 2/3 以内。上限額 100 万円、下限額 20 万円。

◆公募期間

2 次公募:平成 29 年 3 月 31 日(金)～平成 29 年 6 月 30 日(金)17:00 まで

◆参考

申請は、申請者が導入する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を提供する、IT 導入支援事業者が代理申請します。

補助対象となる IT ツール、公募要件、申請様式、申請の方法等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokim/20170404/index.htm>

◆問い合わせ先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

(事業事務局(一社)サービスデザイン推進協議会)

TEL:0570-013-330(9:30～17:30/月曜～金曜(祝日除く))

「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました
～ 平成 28 年度補正予算・平成 29 年度予算・税制 ～

【新規】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、平成 29 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 ※平成 28 年度補正

生産性向上を目指す事業者の IT ツール(ソフトウェア、サービス等)の導入費用を補助します

2. ロボット導入実証事業補助金

生産工程等の自動化・省力化のための機械・ロボット導入費を補助します

3. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー設備への入替え支援)

エネルギー消費効率の改善のための工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します

4. 生産性向上のための固定資産税の特例

新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します(固定資産税を 3 年間半減)

【技術開発】

5. サポイン補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを補助します

【人材育成】

6. ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業 ※平成 28 年度補正

多くの中小企業等に展開できるロボットシステムを構築するためのロボット購入費用等を補助します

【創業】

7. 創業補助金

創業に要する店舗借入費、設備費、広報費等の経費を幅広く補助します

【商品開発・販路拡大】

8. ふるさと名物応援事業補助金

(1) 地域産業資源活用事業、小売業者等連携支援事業

(2) 低未利用資源活用等農商工等連携支援事業

【海外展開】

9. JAPAN ブランド育成支援事業補助金

海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します

10. 海外ビジネス戦略推進支援事業

海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けた Web サイト構築費等を補助します

11. 中小企業等外国出願支援事業補助金

海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

12. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金(J-LOP4) ※平成 28 年度補正

地域初コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
 ～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～

（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

公共施設の見学を取り入れたツアーの実施について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品（ツアー）を企画・催行いただきます。
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。（無償）

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉(石狩市)、千歳川遊水地群〈舞鶴遊水地〉(長沼町)、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、夕張シューパロダム(夕張市)、漁川ダム(恵庭市)、定山溪ダム(札幌市)、豊平峡ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、小樽港〈みなとの資料コーナー〉(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、函館漁港船入潤防波堤(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港〈北防波堤ドームなど〉(稚内市)、富良野盆地地区(中富良野町)、仙法志漁港衛生管理型施設(利尻町)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港〈国際バルク戦略港湾〉(釧路市)、網走港〈帽子岩ケーソンドックなど〉(網走市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

◆お問合せ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例 : 国道 37 号白鳥大橋(室蘭市) 】



〈白鳥大橋全景〉



〈主塔からの眺め〉



〈主塔中間部の見学〉



〈ケーブル施設の見学〉

「北海道ドライブ観光促進社会実験」協力施設を募集
～特典の提供により外国人レンタカーの利用者の地方誘客を促進～

【新規】（北海道開発局）

- 北海道におけるインバウンド観光は、季節的・地域的に需要が偏在していることが課題となっており、閑散期における需要の喚起と外国人観光客を地方部へ誘導する取組が急務となっています。
- 本社会実験は、近年、北海道で急増する外国人のレンタカー利用者等に対し、民間アプリの活用等によって、北海道、特に地方部の魅力的な観光資源や入場料割引等の特典を提供する施設等の情報を効果的に発信し各地への立ち寄りを促すとともに、外国人レンタカー利用者の立ち寄りスポットや移動経路等を明らかにして、その検証結果を今後の観光施策推進に役立てることを目的に実施するものです。
- 本社会実験の実施に先立ち、**外国人観光客を対象とする各種特典をご提供いただける施設等を募集いたします。**特典をご提供いただける施設等につきましては、社会実験ウェブサイトやスマートフォンのアプリケーション等で情報発信するほか、「北海道ドライブ観光促進社会実験協議会」（北海道開発局のほか、北海道運輸局、北海道、北海道観光振興機構等の関係機関で構成。以下「社会実験協議会」という。）構成員が社会実験の実施を**国内外でプロモーションいたします。**

◆事業概要

- (1) 事業名：北海道ドライブ観光促進社会実験
- (2) 実施主体：国土交通省北海道開発局（北海道ドライブ観光促進社会実験協議会）
- (3) 実施時期：平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 11 月 30 日（木）
- (4) 実施地域：札幌市を除く北海道全域
- (5) 対象者：主にレンタカーを利用する外国人観光客及び外国永住権を保有する日本人
- (6) 言語：英語（日本語）
- (7) 情報発信の手法：
 - ① 社会実験ウェブサイト及びフェイスブック
社会実験ウェブサイト：<http://hokkaido-driving.coupons/>
社会実験フェイスブック：<https://www.facebook.com/Hokkaido-Driving-Coupons-499532796909908/>
 - ② アプリに施設情報・特典情報等を掲載
※ 社会実験協働実施者としてアプリは（株）ナビタイムジャパンが運営します。
 - ③ 社会実験協議会構成員における国内外プロモーション
※ 日本語及び英語で実施する予定。
- (8) 特典施設申込期限：平成 29 年 4 月 28 日（金） ※難しい場合は事務局まで御相談ください。

＜お申込み・お問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進社会実験協議会事務局（北海道開発局開発監理部開発連携推進課）
TEL：011-709-2024（直通） FAX：011-746-1032 E-mail：hkd-ky-drivepass@ml.mlit.go.jp
申込方法：E-mail 又は FAX ※可能な限りE-mailでお申込みください。

※詳しくは北海道開発局ホームページを御参照願います。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/ud49g7000000zzxd.html>

「北海道新エネルギー導入加速化基金」を創設しました！

【新規】（北海道）

道では、新エネルギーの導入等の加速化を図るため、新たに、「北海道新エネルギー導入加速化基金」を創設し、地域が行うエネルギーの地産地消の取組への支援を強化します。

◆平成 29 年度 基金活用補助事業一覧

事業名	補助対象事業・対象者	補助率等
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	・設計段階から設備導入・整備段階までのモデル事業全体に対して、複数年の支援 ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：定額 上限：1 億円 *最長 5 年・累計 5 億円
新エネルギー設計支援事業	・将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査 ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：500 万円
新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）	・地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入 ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：1,500 万円
新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援）	・地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削 ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：2/3 以内 上限：5,000 万円
地域資源活用基盤整備支援事業	・新エネルギー設備を導入するために必要な系統に接続するための送電線の整備工事 ・対象者：企業等又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：1,000 万円 *収益から補助金返還を条件
新エネルギー導入加速コーディネート事業	コーディネーター配置：事業の掘り起こしから事業計画等の作成支援、実施までを支援（民間事業者へ委託）	コーディネーター利用は無料

◆基金活用事業の他、「可能性調査」に対する補助事業を行います。

事業名	補助対象事業・対象者	補助率等
地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	・市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づく、事業実施可能性調査、実証実験等 ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：300 万円
地熱資源利用促進事業	・地域が行う熱利用・小規模地熱発電を目的とした地熱資源の調査（①アドバイザー派遣（無料） ②地熱井等調査） ・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム	①アドバイザー派遣は無料 ②補助率：2/3 以内 上限：1,200 万円
戦略的省エネ促進事業	・先進的な省エネ技術等導入に向けた事業可能性調査 ・対象者：企業等	補助率：1/2 以内 上限：300 万円

◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は経済部産業振興局環境・エネルギー室のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/policy.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ

電話番号：011-204-5319(直通)

平成 29 年度 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について

【新規】（北海道）

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、平成29年度の受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著なもので、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与した者
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与した者
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与した者

2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成29年4月1日時点で満45歳未満の者)を対象とする。

◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

◆審査等

- ・書面による審査
- ・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会での審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトでダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyosuisen.htm>

◆推薦期限

平成29年7月7日(金)必着

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:高久)

電話:011-204-5126 FAX:011-232-1063 E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp